Minamikyushu Agriculture Committee だより

令和4年9月　農業委員会だより31号

編集発行　南九州市農業委員会事務局
南九州市頴娃町牧之内 2830
℡　0993-36-1111
E-mail noui@city.minamikyushu.lg.jp

市ホームページ

松村孝徳さんの献穀斉田（けんこくさいでん）

新嘗祭（にいなめさい）に向けて意気込みを語る

知覧町の松村孝徳さん、柚木弘文さんが、今年度の新嘗祭に献上する米と粟の献穀者に選ばれました。

新嘗祭は、宮中祭祀のひとつで、宮中三殿の近くにある神嘉殿にて、１１月２３日に天皇が五穀の新穀を自らも食し、この年の収穫に感謝し、来年の「豊穣」を祈る大祭で、重要な収穫祭の一種です。

松村さんは「献上米を納めるのは、農家の者にとってこの上ない名誉なこと。就農して５０年の節目に献穀者となり非常に光栄であり、丹精込めて作りたい」と語っておられます。

また、お二人は１０月に皇居に参上し新嘗祭献穀献納式に列席する予定です。

農地利用最適化推進員の変更について

川辺地域（大丸地区）
（変更前）桐木平　洋一
↓
（変更後）田代　敏幸（電話 57-3505）

情熱あふれる農業委員

今こそ女性力

今こそ農業委員会に女性の力を！

豊かな農村を守り、地域農業を元気にしていくためには、女性の力が必要です。農業や地域活動に熱心に取り組むあなたも、ぜひ農業委員になりませんか！

・農地を守り活かす……
　責任のある仕事だけに、その分やり甲斐もあります。
・農業者の代表として……
　農業者や集落の声を行政・政策へ反映します！
・魅力ある農業づくりへのお手伝い……
　農地の集積・集約、新規就農のお手伝いをしています。

■ 農業委員会って？

農業委員会は、地域の農業・農村の発展のため、市町村に設置されている行政委員会で、農業委員と農地利用最適化推進委員で構成されています。

■ 農業委員会の業務は？

①農地法に基づく許認可など（法令業務）
②地域農業の振興を図るための活動
③農業施策に関する意見の公表、行政機関への建議

■ 農業委員に関する基礎情報

①非常勤の地方公務員です。
②任期は３年（次回は R5. 7. 20～R8. 7. 19）。
③月１回の総会に出席したり、農地パトロールなどを行います。
④報酬や費用弁償があります。

■ 募集のスケジュール（令和５年）

令和５年２～３月頃　農業委員募集の掲載
（市広報紙、市農業委員会だより、市ホームページ）
令和５年３月頃　募集に関する推薦・公募受付

女性委員より一言

永山明美会長代理（頴娃）

農業委員イコール男性の方の仕事だと思っていましたので、お話頂いた時は渋々引き受けました農業委員でしたが、今はもう二期目です。自分の仕事の農業では経験した事のない初めての知識が沢山あり、最初は何もわからず戸惑いの中で周りの委員の方々に一生懸命ついていくこと多々ありました。日常で農家の方や委員の方々とお話しすることの中で、沢山の経験をさせて頂いたり色々な勉強になり、多くの知識を習得する事が出来ました。今では農業委員になって大変ながらも良かったと感じております。今までは周りの景色をただ眺めていただけですが、今では周りの景色を意識するようになり、耕作放棄地、遊休農地はないかなどと自然に目で探している自分がいます。南九州市は農家が多いですが高齢化が進み、後継者不足又耕作放棄地などが増えてきています。農業委員の仕事は地味ですが、私たち農業委員は農家の皆様のお手伝いが少しでも出来たらと思い、皆で協力して活動しています。

高江京子推進委員（頴娃）

農業者年金の加入推進・農地の利用状況（遊休農地、荒廃農地となっていないか？もしくは解消されているか？）等々、頭において活動する日々です。ただ、ご承知の通り農業を取り巻く環境は厳しくなっています。地球温暖化による影響は勿論のこと、高齢化により後継者がいないための耕作放棄地（これが喫緊の課題）水環境が整いある程度の広さがある畑はすぐに借り手が見つかりますが、この反対だとなかなかです。そういった問題が、少しでも解決に向かうよう持ち主さんと意見交換をしていきたいです。その為には、もっともっと学び伝えていかなくてはとの思いを強くしています。

東垂水美智子農業委員（知覧）

日々農業を営む中で、周りに少しずつ増える荒廃地を見て農業委員になり状況を把握し、情報収集し何か出来ることがあればと意気込んでいましたが、先ずは、専門用語の勉強から・・・コロナ禍で研修会もままならず、日々悪戦苦闘です。高齢化と共に、増える非農地、後継者も農業の先行きを不安視し、規模拡大に前向きでない方も多く、農地の貸借のバランスが難しいです。委員としての仕事も力不足。農を取り巻く問題は厳しいと実感する日々です。非農地の問題は、身近な大きな課題として、何か取り組みが出来たらと思います。

大隣初美農業委員（知覧）

平成八年に議会推薦を受け、今期で通算十年目になります。当初は何の知識もなかったので、ただがむしゃらに勉強しました。学び続ける事で自信につながり、委員としてのやりがいも感じています。女性が公の場で発言したり、さまざまな分野で活躍する事で確実に世の中は変わっていくと確信しています。来年の改選時には、是非多くの女性の方が積極的に手を挙げ女性農業委員として活躍される事を切に望みます。

塗木久代推進委員（知覧）

農地利用最適化推進委員になって一期目になりました。最初は委員の役割もわからず、難しい専門用語の理解も戸惑いを感じました。総会に参加しても、自分に務まるのだろうかと不安ばかりでした。でも他の委員の方々と話したり地域の方と話しして少しずつ役割がわかるようになりました。そして農業の大切さをつくづく感じました。又、夫の理解もあり若い就農者の方々と話をする機会もあり、この若い人達が農業を熱く語る時、気軽に相談出来る農業委員会、推進委員になろうと思いました。そして地域の遊休農地が少しでも減っていけば・・・と思います。

若松順子推進委員（知覧）

農地利用最適化推進委員になって一期目の若松順子と申します。折悪しくコロナ禍の真っ最中で校区内の各種会合、行事等が中止されるなか推進委員であることを自己紹介する機会もないまま、女性同士の小さな集まりの中で日々伝えられる情報を少しずつ案内させていただいています。少子高齢化の社会の中で、農業においても労働力の高齢化、後継者不足、農産物の価格低迷、主産物であるさつま芋の基腐病の蔓延。ロシアウクライナ紛争、コロナ禍の影響の中で肥料その他資材と燃料費の高騰。農業を取り巻く情勢が厳しくなる中、農業経営から離農する方が加速する様に思われます。後継者が増え魅力ある農業経営を維持していくためにはどうすればいいのか？食料生産は国の基盤です。安心安全な食料を生産して、買ってもらって生産者も消費者も嬉しいwin-winな農業経営を維持して行く為、男性も女性も知恵を出し合い地域農業振興の為に力を出し合いましょう。次年度は農業委員・農地利用最適化推進委員改選の年です。

三好三紀子推進委員（川辺）

何もわからないまま推進委員になって二年となりました。まだわからない事だらけですが、先輩方に教えて頂いたり、勉強する機会も多々いただき、こうした内容を何かの集まりのあるたびに話していくのが役割でないかと思っています。また女性であることで相談などもしやすいのではないかと考えています。身近な所では高齢でも頑張って耕作されていた方々がリタイヤされ山間部の小さな畑からだんだんと荒廃地が増えていっています。都会から農村にあこがれを持っている若者もいます。この両者を結びつけることができればと考えています。

外薗順子推進委員（川辺）

農業委員、推進委員の活動は農業においてすごく重要な人と人とのかかわりが必要だと感じています。最近は農家の高齢化に伴う農業廃止。農地パトロールを行って遊休農地をできるだけ早く耕作者につなげるようにしています。耕作者を探せない時は事務局、農業法人と連絡を取ったりします。農地パトロールをしながら農地で働いている人達と話をする事が大事だと思います。いろいろな会合に参加し様々な人達の意見を聞くのが一番だと思います。

遊休農地等活用条件整備事業補助金について

遊休農地、耕作放棄地の解消と農地の有効利用を図るため、遊休農地等活用条件整備事業補助金（市単独事業）を活用しましょう。

補助対象者

高齢農家や兼業農家等の所有する遊休農地又は耕作放棄地を整備（荒廃解消）し、かつ、売買又は貸借により５年以上継続して耕作しようとする**認定農業者等**

補助金の額

遊休農地又は耕作放棄地の整備に係る経費の一部を助成するもので、補助金の額は 10 アール当たりの事業費限度額を１０万円とし、その１/３以内（１件当たり 20 万円以内）とする。

農地の売買や宅地等への転用には農業委員会の許可が必要です

◇農地の売買について

◆農地を農地として利用（耕作）する目的で売買等する場合は、あらかじめ農地法第３条の許可が必要です。

◇農地の転用について

◆農地転用とは、農地を農地以外の住宅、駐車場、山林、畜舎等に土地利用を変更することです。

４条・・**自分名義**の農地を農地以外に利用、地目変更する場合

５条・・**他人名義**の農地を買って又は借りて農地以外に利用、地目変更、名義変更等する場合

読んでみませんか！農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

全国農業新聞

週刊　月４回金曜日発行

月額７００円（消費税込）

購読申込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、または農業委員会へお気軽にご連絡ください。

手続きなど詳細については、農業委員会へお問い合わせください。